



大樹町こども計画 概要版

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年3月
大 樹 町

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

この「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、「子ども・子育て関連3法」に基づくこどもに関する3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に定めたものとなっており、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく、健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

このような状況のなか、「第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了すること、こども基本法により市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「大樹町こども計画(以降「本計画」という)」を「第3期大樹町子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、こども・若者と子育て当事者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2. 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
					大樹町こども計画				
第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画					第3期大樹町子ども・子育て支援事業計画				

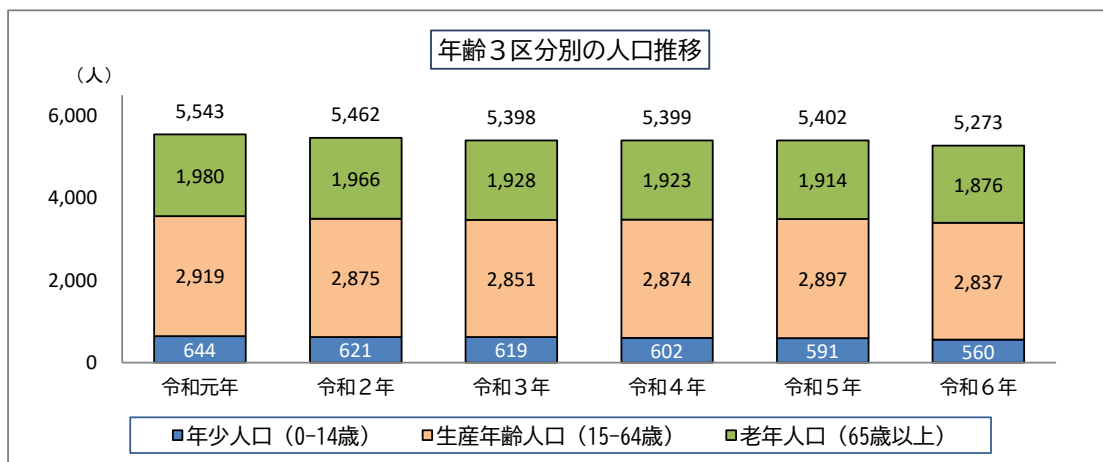
Ⅱ こどもと子育てを取り巻く環境

1. 人口の動向

(1)人口の推移

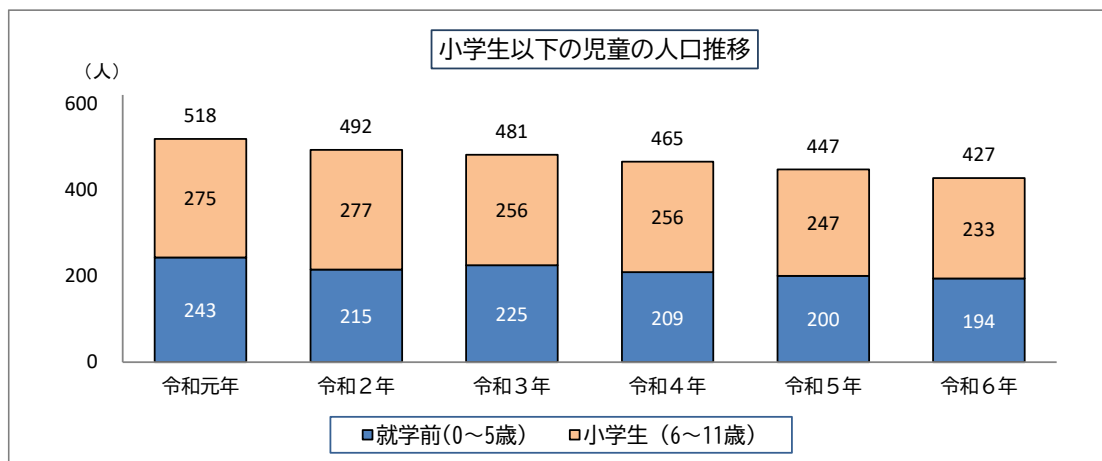
大樹町の人口は、令和元年の 5,543 人から令和6年には 5,273 人と年ごとの増減がみられるものの減少しています。

年齢区分ごとの人口でも、令和元年と令和6年を比較すると、すべての年齢区分において減少しています。



資料:大樹町(各年4月1日現在)

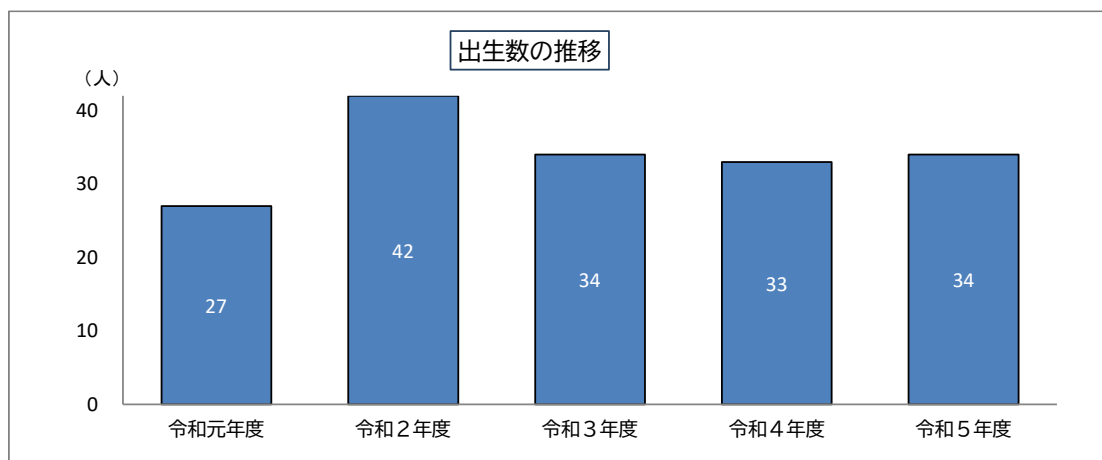
小学生以下の児童人口に関しては、就学前は令和元年の 243 人から令和6年の 194 人まで減少しています。小学生に関しても令和元年の 275 人から令和6年の 233 人と減少しています。



資料:大樹町(各年4月1日現在)

(2)出生数の推移

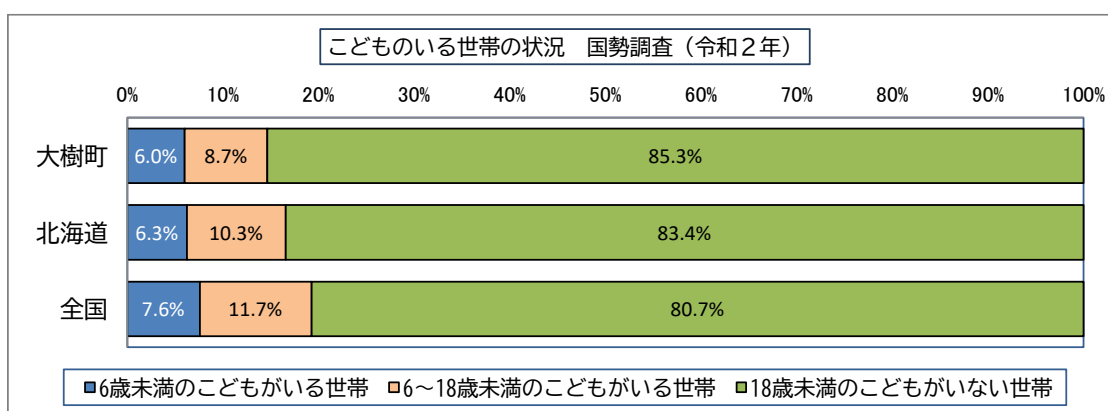
令和元年度以降の出生数では令和2年度が42人と最も多く、令和元年度が27人と最も少なくなっています。



資料:大樹町

(3)こどものいる世帯の状況

こどものいる世帯の状況では、「6歳未満のこどもがいる世帯」、「6～18歳未満のこどもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

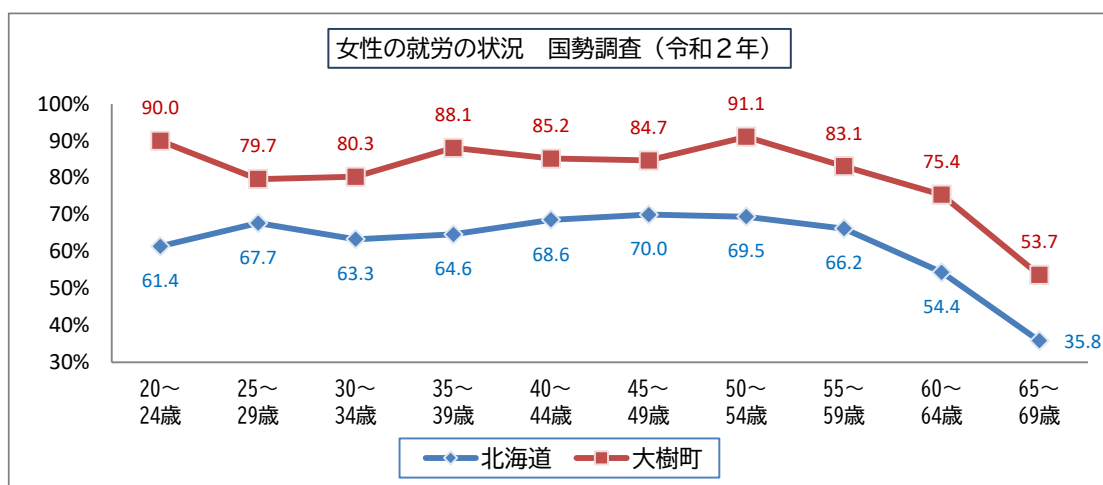


資料:令和2年国勢調査



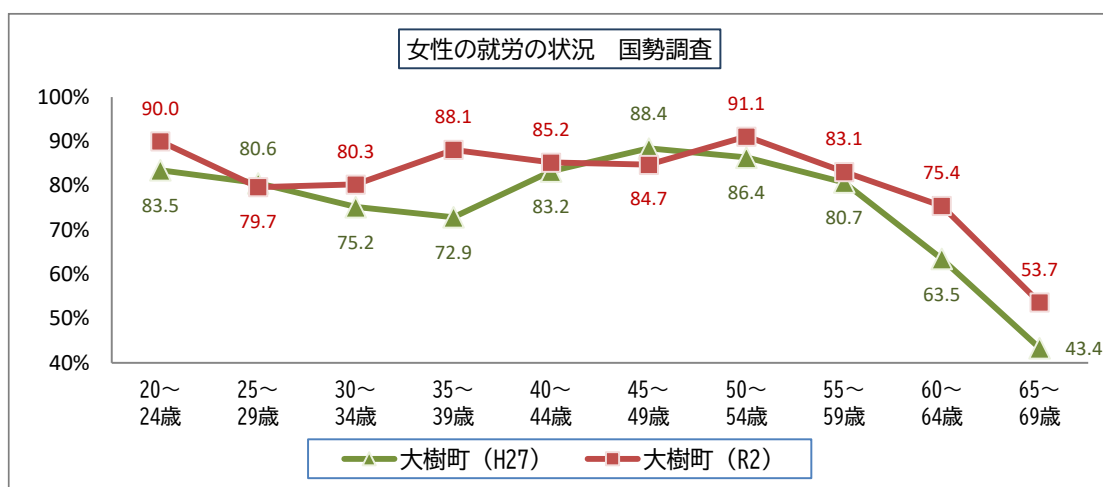
(4)女性の就労の状況

大樹町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成27年と令和2年を比較すると、25～29歳、45～49歳を除く、ほとんどの年代で令和2年の就労率が高くなっています。



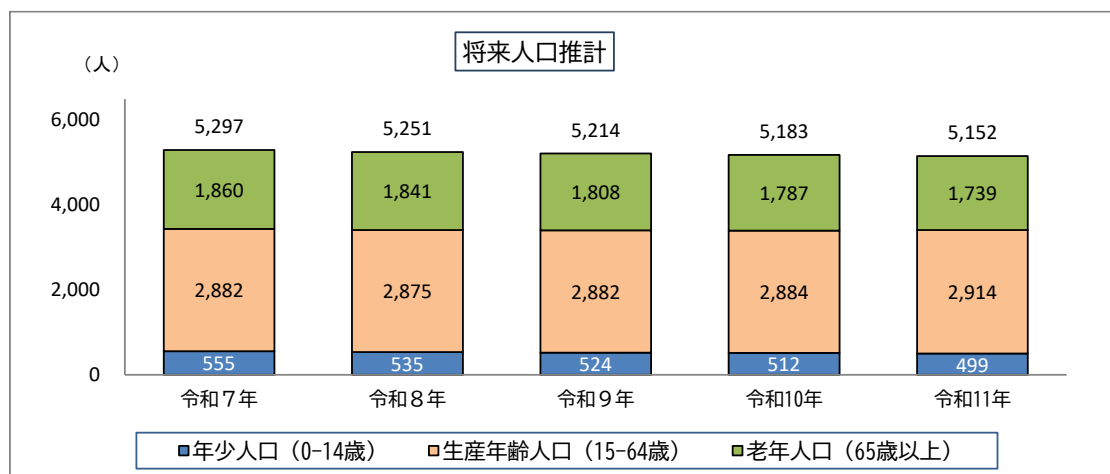
資料：国勢調査



2. 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が5,152人、年少人口が499人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0～14 歳人口)	555	535	524	512	499
未就学児 (0～5 歳)	198	201	194	196	193
小学生 (6～11 歳)	224	210	212	197	194
中学生 (12～14 歳)	133	124	118	119	112
生産年齢人口 (15～64 歳)	2,882	2,875	2,882	2,884	2,914
老年人口 (65 歳以上)	1,860	1,841	1,808	1,787	1,739
総人口	5,297	5,251	5,214	5,183	5,152

コーホート変化率法※による推計

※コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口を推計するものです。



3. アンケート調査結果

(1) 調査の目的

町民の子育てに関する状況や大樹町の子育て支援サービスに対する要望・意見、保育ニーズ、子育て世帯の生活状況等について把握し、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

(2) 調査対象者

大樹町在住の「就学前児童」の保護者
大樹町在住の「小学生」及び「小学生」の保護者
大樹町在住の「中学生」及び「中学生」の保護者
大樹町在住の「高校生」及び「高校生」の保護者
大樹町在住の 18 歳～39 歳の若者

(3) 調査方法

郵送発送、郵送回収及び WEB 回答による無記名回答方式

(4) 調査期間

令和6年8月～9月

(5) 配布件数・回収状況等

調査種類	配布件数	郵送回答数	WEB 回答数	合計回答数	有効回答率
就学前児童調査（保護者）	150	31	34	65	43.3%
小学生調査（保護者）	178	37	44	81	45.5%
中学生調査（保護者）	125	17	29	46	36.8%
高校生調査（保護者）	124	18	25	43	34.7%
小学生（4・5・6 年生）調査	121	20	31	51	42.1%
中学生調査	135	62	12	74	54.8%
高校生調査	132	15	19	34	25.8%
こども・若者調査	200	29	47	76	38.0%

4. 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「第2期大樹町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき 4 つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 83.0%、小学生で 86.4%となっています。子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題2 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

学童保育所の利用状況は、小学生で 21.0%となっています。こどもの放課後の安全な過ごし方に対しては、学童保育所は一定の役割を担っています。こどもを一時的に預かるだけでなく、学童保育所での生活とあそびのなかで、こどもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

課題3 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業を取得または取得中の母親は就学前保護者で 43.1%、小学生保護者で 27.2%、父親は就学前保護者で 15.4%、小学生保護者で 3.7%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図る必要があります。

課題4 子育て環境に関しての評価改善、子育て支援策への新たな取組

子育て環境に関しての就学前児童の評価をみると、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」を合わせた『子育てしやすい』とした回答は、63.1%と、評価は 6 割を超えていますが、この評価をさらに引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育ては、子育て当事者だけが担うものではなく、子育て当事者をサポートする周囲の者や関係機関が協力体制・支援体制をとり、地域の人達が応援することにより、安心して子育てができる環境をつくる必要があります。

こども・子育て支援については、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育環境を確保し、一人ひとりの「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じられるよう、地域や社会全体がこども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが大切です。

本計画においては、第2期子ども・子育て支援事業計画の方向性はそのままに、基本理念を、『大樹が広げる 大きな夢のある 子育て支援』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

大樹が広げる 大きな夢のある
子育て支援



2. 計画の施策体系

基本理念	基本的な視点	施策の目標	実施施策
大樹が広げる 大きな夢のある 子育て支援	1 こどもからの視点 ～いきいきと健康に暮らす 基盤づくり～	1 たいきの子育て支援	1 保育サービスの充実
			2 子育て支援サービスの充実
			3 子育て支援ネットワークづくり
			4 児童の健全育成
	2 保護者からの視点 ～こどもを持つ「喜び」と 育てることに「夢」を持 てる環境づくり～	2 こどもの心身の健やかな 発達の促進	1 親子の健康保持
			2 食育と正しい生活習慣の確保
	3 地域全体で支援する 視点 ～安心して子育てできる 地域の体制づくり～	3 子育てと仕事の両立支援	1 子育てと仕事の両立の推進
			2 多様な働き方の見直し
	4 次世代に向けた 長期的な視点 ～豊かな人間性を形成する 基盤づくり～	4 こどもの教育環境の整備	1 次代の親の育成
			2 家庭や地域等の教育力の向上
		5 こどもの安全の確保	1 交通安全教育の推進
			2 犯罪等防止活動の推進
		6 子育ての生活環境の整備	1 安心快適に外出できる環境の整備
			2 安全な道路交通環境の確保
		7 支援を必要とするこども への取組の充実	1 児童虐待防止対策の充実
			2 育児不安に対する支援体制の拡充

IV 子ども・子育て支援事業計画

1. 計画の基本的記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定。

(2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

(3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

2. 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するため、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

大樹町においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業提供区域に関して大樹町内を1区域として設定します。



3. 教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

教育・保育の利用状況及びニーズ調査を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込(必要利用定員総数)と確保方策を設定します。

■令和7年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	8	0	89	7	29	22
②確保提供数	15		90	7	18	25
過不足（②－①）	7		1	0	△11	3

■令和8年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	9	0	91	7	18	30
②確保提供数	15		90	7	18	25
過不足（②－①）	6		△1	0	0	△5

■令和9年度 単位（人）	1号認定	2号認定	3号認定			
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5 歳		0 歳	1 歳	2 歳	
①量の見込み	9	0	85	7	17	25
②確保提供数	15		90	7	18	25
過不足（②－①）	6		5	0	1	0

■令和 10 年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	9	0	88	7	17	24
②確保提供数	15		90	7	18	25
過不足（②－①）	6		2	0	1	1

■令和 11 年度 単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望		保育が必要			
対象年齢	3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	9	0	86	7	17	24
②確保提供数	15		90	7	18	25
過不足（②－①）	6		4	0	1	1

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業 (こども家庭センター型)	か所	1	1	1	1	1
(2) 地域子育て支援拠点事業	人回/月	278	273	270	268	265
(3) 妊婦健康診査	人	34	33	33	33	32
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	人	34	33	33	33	32
(5) 養育支援訪問事業	人	5	5	5	5	5
(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人	5	5	5	5	5
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	人日	2	2	2	2	2
(8) 一時預かり事業 ①幼稚園型						
②幼稚園型を除く	人日	3	3	3	3	3
(9) 延長保育事業	人	10	10	10	10	10
(10) 病児・病後児保育事業	人日	4	4	4	4	4
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	62	58	59	56	56
(12) 子育て世帯訪問支援事業						
(13) 児童育成支援拠点事業						
(14) 親子関係形成支援事業						
(15) 産後ケア事業	人	30	30	30	30	30
(16) 妊婦等包括相談支援事業	人回	34	33	33	33	33
(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	人日	3	3	3	3	3
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業						
(19) 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業						

V こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

1. 背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国のこどもの貧困率は令和3年で11.5%、9人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭のこどもの貧困率については44.5%に達し、約2人に1人が貧困状態であり、国際的に見ても日本のこどもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。また、家庭の貧困状況が、世代を超えて連鎖してしまう傾向があることから、こどもの貧困対策について総合的に取り組むことが喫緊の課題となっています。

このような中、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、こどもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年6月に成立し、平成26年1月17日に施行されました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においてもこどもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

本町の策定するこども計画においては、こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を一体的に策定することとし、こどもの貧困の解消に向けた取り組みを推進します。

2. 取り組みの方向性

(1)将来像

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組の推進に努めます。

(2)基本的な方向性

①相談支援体制の取り組み

貧困対策を行ううえで重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのあるこどもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、早期の把握に努め、各種の支援につなげていくことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。

②教育の支援

こどもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

こどもが貧困の連鎖から脱出するためには、家庭の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全てのこどもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、こどもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。

③健康・生活への支援

すべてのこどもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、こどもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を養える、また、こどもたちが自分の居場所と思えるような「こどもの居場所」の整備に努めるとともに、こどもや保護者の健康への支援の充実に努めます。

④経済的支援の取り組み

様々な事情により十分な就業が難しい家庭やそのこどもに対して経済的な支援を行うことは、こどもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。

VI 子ども・若者計画

1. 背景と位置づけ

我が国では、出生数の減少や共働き世帯の割合の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭やこども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、グローバル化や情報化が進展するなど社会を取り巻く環境もめまぐるしく変化しており、さまざまな困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、ひきこもりや若年無業者（ニート）など若者の自立をめぐる問題が深刻化するとともに、貧困、児童虐待、いじめ、不登校などの問題も依然として深刻な状況となっています。

このようなこども・若者を取り巻く状況を踏まえ、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定され、平成 28 年には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本町の策定するこども計画においては、子ども・若者計画についても一体的に策定することとし、本町のこどもと若者に向けた取組を推進します。

2. 基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の3つの柱に沿って本町の子どもと若者に向けた取組を推進します。

(1)社会生活に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族がさまざまな形で社会に参加することができるよう、支援体制を充実します。

(2)子ども・若者の成長のための社会環境の整備

子ども・若者が自らの権利・人権に対する理解を深めることができるよう、子ども・若者の権利の周知・啓発に努めます。

また、子ども・若者の安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3)子ども・若者の健やかな成長と自立の支援

若者が継続的に就労し、自立した生活を送れるよう、支援体制を充実します。

また、誰も自殺に追い込まれることのないよう、多職種が連携を図り、子ども・若者の自殺対策を総合的に推進します。

計画書本編はパソコンやスマートフォンから QR コード又は web ページにアクセス
いただくことでご確認いただけます。

URL : <https://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>



SAMPLE



QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

大樹町子ども計画 概要版



発行日 令和 7 年 3 月

発行元 大樹町 保健福祉課

住 所 〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通33番地

電 話 01558-6-2700

